

議案第42号

つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例


つくばみらい市職員定数条例（平成18年つくばみらい市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「5人」を「7人」に改め、同条第2号中「280人」を「332人」に改め、同条第3号中「85人」を「91人」に改め、同条第4号中「5人」を「6人」に改め、同条第5号中「14人」を「33人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

人口増加や市への権限委譲等による事務事業の増加に、迅速かつ的確に対応できるように職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市職員定数条例(平成18年つくばみらい市条例第17号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>7人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>332人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>91人</u></p> <p>(4) 農業委員会の事務部局の職員 <u>6人</u></p> <p>(5) 公営企業の事務部局の職員 <u>33人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>280人</u></p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>85人</u></p> <p>(4) 農業委員会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(5) 公営企業の事務部局の職員 <u>14人</u></p>